「第12回秋田竿燈浅草まつり 秋田マルシェ」募集概要

各事業者が自ら現地へ行き販売する、<u>飲食ブースの「出店者」</u>と、商品のみを出品する「出品者」を募集します。

1 飲食ブース「出店者」の募集について

- (1) 出店料は協議会で負担します。
- (2) 販売する商品は、秋田市、男鹿市、潟上市の特産品を使用したものを<u>メイン</u>としてください。
- (3) テントおよびテーブルは、協議会で準備します。
- (4) 給水や洗浄ができる場所は確保する予定ですが、排水はできません。
- (5) <u>残飯は、運搬時に支障が無いよう出店事業者側で工夫し、処理してください</u>。なお、汁物等については、排水処理の問題があるため、別途ご相談ください。
- (6) 電気やガスを使用する場合は、発電機やガスボンベ等を各自で手配願います。
- (7) 出店に伴う人員の旅費、宿泊費を協議会で補助します。(2泊3日:上限3万円)
- (8) 交通手段、宿泊先は各自の手配となります。
- (9) 商品、備品等は協議会が委託する事業者が現地まで運搬しますので、<u>事前に協議会が指定する場所(秋田市内)に搬入</u>していただきます。イベント終了後は、搬入時と同じ場所に引き取りに来ていただきます。

2 「物販」の募集について(委託販売)

- (1) 出店料は協議会で負担します。
- (2) 出品商品は、指定の場所へ<u>着払いにて、宅配便で</u>送付してください。なお、荷物は1事業者あたり<u>最大で段ボール5箱まで</u>とします。
- (3) 出品商品は、<u>常温品</u>に限り、賞味期限は<u>最低20日以上</u>あるものとします。また、価格は、税込50円単位とし、税込300円以上のものとします。
- (4) 委託販売のため、販売業務委託者に、<u>販売手数料として売上総額の税込価格から</u> 10%を支払います。
- (5) 1事業者あたりの商品を5種類程度としますので、出品申込書には<u>優先順位の高いものから順に商品名をご記入ください。</u>
- (6) 食品表示の無い商品は不可とします。
- (7) 試食提供を希望する場合は、試食専用の包装にて、区別してください。
- (8) 商品の販売、陳列、在庫の管理および精算などは販売業務委託者が行います。
- (9) 売れ残り品は、出品者へ元払いで返送します。

3 回答期限

出店を希望される方は、別紙2「出店・出品申込書」を、<u>5月10日(水)までに提</u> 出をお願いいたします。希望者多数の場合は事務局で調整しますので、あらかじめご 了承ください。

4 その他

詳細については、後日申込者にご連絡します。